

高等教育の修学支援新制度

高等教育の修学支援新制度とは、経済的な理由で進学が難しい高校生に対して、負担を軽減するために国が実施する制度で、本学はその対象機関として認定されました。

世帯収入などの基準を満たし、「学ぶ意欲」があれば支援を受けることができます。

支援内容は次のとおりです(場合により異なります)。

- ・給付型奨学金(返還不要)
- ・授業料等減免(授業料と入学金を免除または減額)

高校卒業後2年以内の方、高卒認定試験合格後2年以内の方(年齢による制限があります)も対象です。

短大在学中は半年ごとの適格認定があり、基準に達しない場合は、支援が打ち切られます。

日本学生支援機構の「貸与型奨学金」との併用も可能です。(第一種貸与奨学金の金額が制限されます)

詳しくは文部科学省のHPまたは日本学生支援機構のHPをご覧ください。

釧路短期大学の入学金と授業料の納入

釧路短期大学では、「入学金」、「授業料」とともに**減免前の額**を期日までに納入いただきます。

入学後に所定の手続きを行い、「授業料等減免」額を本学より入学者の指定口座へ返金します。(9月頃)

申請手続き

(「給付型奨学金」に採用されなければ、「高等教育の修学支援新制度」による授業料等の減免を受けることができません)

1. 高校3年次に日本学生支援機構の「給付型奨学金」の予約採用の申請をしてください。
(大学入学後の申請も可能ですが、できるだけ高校在学時の申請をお勧めします)
2. 審査の結果、日本学生支援機構から「大学等奨学生採用候補者決定通知」が届きます。
3. 本学入学後、「大学等奨学生採用候補者決定通知」を本学へ提出してください。
 - (1)「給付型奨学金」は、「進学届」を日本学生支援機構へ提出します。(日本学生支援機構より学生の口座に毎月振り込まれます)
 - (2)「授業料等減免」は、「申請書」を本学へ提出します。

支援を受けられる世帯年収の目安と支援額

(釧路短期大学の2024年度入学者の支援額です。大学により異なります)

支援区分 ※1	世帯構成		第Ⅰ区分 (住民税非課税世帯)	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	
	ひとり親世帯の 世帯年収	子1人(本人)		～約210万円	～約300万円	～約370万円
子2人(本人・高校生)		～約270万円	～約360万円	～約430万円		
子1人(本人)		～約220万円	～約300万円	～約380万円		
子2人(本人・高校生)		～約270万円	～約300万円	～約380万円		
給付額	給付型奨学金 (日本学生支援機構より 月々、学生口座へ振込)	自宅通学	月額 (年額)	38,300円 (459,600円)	25,600円 (307,200円)	12,800円 (153,600円)
		自宅外通学	月額 (年額)	75,800円 (909,600円)	50,600円 (607,200円)	25,300円 (303,600円)
減免額	入学金 (本学より学生口座へ返金)	25万円	減免額	250,000円	166,700円	83,400円
		1年間の授業料 ※2 (本学より学生口座へ返金)	生活科学専攻 96万円 食物栄養専攻 99万円 幼児教育学科 96万円	減免額	620,000円	413,400円

※1 世帯構成や世帯収入により異なります。詳しくは日本学生支援機構のHPに掲載されている「進学資金シミュレーター」でご確認ください

※2 別途、後援会費、テキスト代など諸経費がかかります